

第三者に提供する場合

〔個人情報の保護に関する法律〕

- 本人の同意なく個人データを第三者に提供することは原則禁止されています。
- しかしながら、第三者提供におけるオプトアウト^(※)を行っている場合には、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供することができます。

(※) 第三者提供におけるオプトアウトとは、提供に当たって、あらかじめ以下の情報を、本人に通知し、本人の知り得る状態に置いておくとともに、本人の求めに応じて第三者への提供を停止することをいいます。

- ・第三者への提供を利用目的とすること
- ・第三者に提供される個人データの項目及びその手段、方法
- ・本人の求めに応じて第三者への提供を停止すること



〔雇用管理に関する指針〕

- 特に雇用管理に関するデータについては、病歴、収入、家族関係といった特殊性が含まれることから、その取扱いにつき一層の留意が必要であり、無制限に第三者へ個人データが提供されることを防ぐ必要があります。
- そこで、雇用管理に関するデータの取扱いに当たっては、以下の事項に留意することが望まれます。
 - ・ 提供先において、取扱いを通じて知り得た情報を漏らしたり、盗用したりしてはならないこと
 - ・ 再提供を行うに当たっては、あらかじめ文書で事業者の了承を得ること
 - ・ 提供先における保管期間等を明確化すること
 - ・ 利用目的の達成後において、その個人データを確実に破棄あるいは削除すること
 - ・ 提供先における個人データの複写、複製（安全管理上必要なバックアップを目的とするものを除く。）を禁止すること